

府中市と三井住友海上火災保険株式会社との地域活性化に関する協働協定

府中市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な連携と協働による取組等を実施することにより、地域活性化の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 福祉に関すること。
- (2) 自然・生活環境に関すること。
- (3) 地域安全・危機管理に関すること。
- (4) スポーツ振興に関すること。
- (5) 産業振興に関すること。
- (6) その他地域活性化の実現に関すること。

（具体的な取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法は、取組ごとに別に定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を相手方の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たとき、又は本協定に定めのない事項について調整の必要が生じたときは、その都度協議を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙から特段の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

以上のとおり本協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名又は記名・捺印をして、各自その1通を保有するものとする

令和元年7月17日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市長

乙 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
執行役員 東京本部長